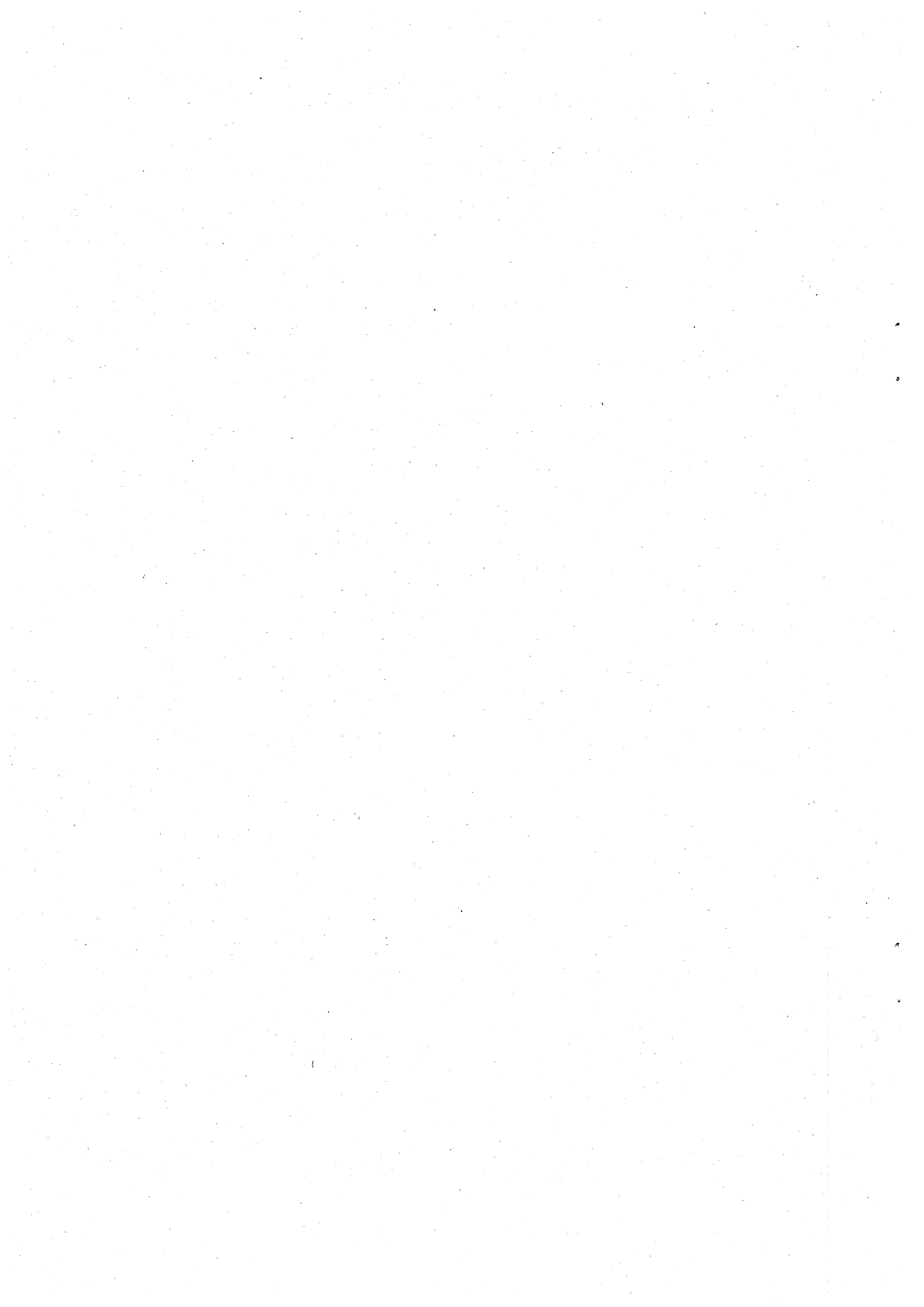


平成28年3月23日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会



議案

番号	件名	主管課	備考
1	山口県教育委員会表彰規則による表彰について（報告承認）	教育政策課	公開
2	市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則の制定について	教職員課	公開
3	山口県公立学校教員の採用に関する規則の一部を改正する規則の制定について	教職員課	公開
4	教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について	教職員課	公開
5	山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について	高校教育課 特別支援教 育推進室	公開

議案第 1 号

山口県教育委員会表彰規則による表彰について（報告承認）

山口県教育委員会表彰規則（昭和61年山口県教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき、平成27年度教育功労者を次のとおり決定したので報告し、承認を求めます。

平成28年（2016年）3月23日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

永年精勤の部（表彰規則第2条第6号）

所属名	職名	氏名	勤務年数	備考
下関市立養治小学校	教頭	東 英雄	32年	平成28年2月25日 死亡退職

議案第 2 号

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則の
制定について

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和33年山口県教育委員会規則第3号）を廃止する規則を次のとおり定める。

平成28年（2016年）3月23日

山口県教育委員会

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十八年 月 日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第 号

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和三十三年山口県教育委員会規則第三号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

議案第2号参考資料

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則の制定の概要

1 趣旨

平成28年4月1日施行の「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」(平成26年法律第34号)により、「地方公務員法」(昭和25年法律第261号)が改正され、職員の勤務成績の評定に代わり、人事評価を実施することが規定された。

これに伴い、県費負担教職員の人事評価の実施について、新たに「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。)第44条に規定され、地教行法第46条による勤務成績の評定に係る規定が削除されることから、本規則を廃止するものである。

なお、新たに地教行法に定められた県費負担教職員の人事評価については、実施要領により行うものとする。

2 内容

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する。

3 施行期日

平成28年4月1日

議案第 3 号

山口県公立学校教員の採用に関する規則の一部を改正する規則の
制定について

山口県公立学校教員の採用に関する規則（平成3年山口県教育委員会規則第3号）の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成28年（2016年）3月23日

山口県教育委員会

第四条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、別に定める要件に該当する場合は、この限りでない。

第四条第二号中「地方公務員法」を「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九条各号及び地方公務員法」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

山口県公立学校教員の採用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年 月 日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第 号

山口県公立学校教員の採用に関する規則の一部を改正する規則

山口県公立学校教員の採用に関する規則（平成三年山口県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第中「養護教諭」の下に「栄養教諭」を加える。

第三条第一項に次の一号を加える。

八 栄養教諭

第三条第二項中「に限り志願することができる」を「を志願しなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、別に定める要件に該当する場合は、この限りでない。

- 五 特別支援学校の中学部の教諭及び講師
- 六 特別支援学校の高等部の教諭及び講師
- 七 養護教諭
- 八 栄養教諭

2 志願者は、前項各号に掲げる志願の区分のうちいずれか一の志願の区分を志願しなければならない。ただし、別に定める要件に該当する場合は、この限りでない。
 (平七教委規則二四・平一六教委規則六・平一九教委規則六・一部改正)

(志願の資格)

第四条 志願者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。ただし、別に定める要件に該当する場合は、この限りでない。

- 一 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)に基づき授与された各相当の免許状(以下「免許状」という。)を有する者又は採用の年度の前年度の三月三十一日までに免許状を有する者となる見込みの者
- 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九条各号及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六条各号のいずれにも該当しない者

以下(略)

- 五 特別支援学校の中学部の教諭及び講師
- 六 特別支援学校の高等部の教諭及び講師
- 七 養護教諭

2 志願者は、前項各号に掲げる志願の区分のうちいずれか一の志願の区分に限り志願することができる。
 (平七教委規則二四・平一六教委規則六・平一九教委規則六・一部改正)

(志願の資格)

第四条 志願者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- 一 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)に基づき授与された各相当の免許状(以下「免許状」という。)を有する者又は採用の年度の前年度の三月三十一日までに免許状を有する者となる見込みの者
- 二 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六条各号のいずれにも該当しない者

改正案

現行

（趣旨）

第一条 この規則は、山口県立高等学校、山口県立中学校、山口県立中等教育学校若しくは山口県立特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭若しくは講師（任期を定めて任用される者及び非常勤である者を除く。以下同じ。）又は市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条若しくは第二条に規定する教諭、養護教諭、栄養教諭若しくは講師（以下「教員」と総称する。）として新たに採用する者の採用について必要な事項を定めるものとする。

（平一六教委規則六・平一九教委規則六・一部改正）

（趣旨）

第一条 この規則は、山口県立高等学校、山口県立中学校、山口県立中等教育学校若しくは山口県立特別支援学校の教諭、養護教諭若しくは講師（任期を定めて任用される者及び非常勤である者を除く。以下同じ。）又は市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条若しくは第二条に規定する教諭、養護教諭若しくは講師（以下「教員」と総称する。）として新たに採用する者の採用について必要な事項を定めるものとする。

（平一六教委規則六・平一九教委規則六・一部改正）

（採用の志願）

第二条 教員としての採用を志願する者（以下「志願者」という。）は、別に定める教員採用志願書に教員委員会が必要と認める書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定による教員採用志願書の提出は、別に定める期間内に行わなければならない。

（採用の志願）

第二条 教員としての採用を志願する者（以下「志願者」という。）は、別に定める教員採用志願書に教員委員会が必要と認める書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定による教員採用志願書の提出は、別に定める期間内に行わなければならない。

（志願の区分）

第三条 採用の志願の区分は、次に掲げるとおりとする。

一 小学校の教諭及び講師（特別支援学校の小学部の教諭及び講師を含む。）

二 中学校の教諭及び講師（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の教諭及び講師を含む。）

三 高等学校の教諭及び講師（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の教諭及び講師を含む。）

四 特別支援学校の小学部の教諭及び講師

（志願の区分）

第三条 採用の志願の区分は、次に掲げるとおりとする。

一 小学校の教諭及び講師（特別支援学校の小学部の教諭及び講師を含む。）

二 中学校の教諭及び講師（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の教諭及び講師を含む。）

三 高等学校の教諭及び講師（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の教諭及び講師を含む。）

四 特別支援学校の小学部の教諭及び講師

山口県公立学校教員の採用に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の趣旨

平成29年度から栄養教諭の新規採用を開始することに伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

採用の志願の区分に栄養教諭を追加するほか、諸規定の整備を行う。

3 施行期日

平成28年4月1日

議案第 4 号

教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正
する規則の制定について

教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則（昭和32年山口県教育委員会規則
第5号）の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成28年（2016年）3月23日

山口県教育委員会

第六条の三第三項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第七条第三項中「二号給」を「一号給」に改め、同条第四項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第九条第一項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

別表第一中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

別表第二中「級別標準職務表」を「等級別基準職務表」に、「職務の級」を「職務の等級」に

「標準的な職務」を「職務」に改める。

別表第二中「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に、「職務の級」を

「職務の等級」に改め、同表の備考中「職務の級欄」を「職務の等級欄」に

「当該職務の級」を「当該職務の等級」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年 月 日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第 号

教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年山口県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号、第三号及び第五号から第七号までの規定中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第四条第二項中「職務の級」を「職務の等級」に改め、「標準的な」を削り、「級別標準職務表」を「等級別基準職務表」に改める。

第四条の二の見出しを「（等級別資格基準表）」に改め、同条中「職務の級」を「職務の等級」に、「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に改める。

第六条第一項及び第三項中「別表第五」を「別表第四」に改める。

第六条の二第一項中「職務の級」を「職務の等級」に、「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に改め、同条第二項中「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に改め、同条第三項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

改正案

別表第一 (第4条関係)

現業職給料表

職員の区分	職務の等級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
(略)						

別表第二 (第4条関係)

等級別基準職務表

職務の等級	職務
(略)	

別表第三 (第4条の2関係)

等級別資格基準表

学歴免許等	職務の等級				
	1級	2級	3級	4級	5級
(略)					

備考 職務の等級欄に定める上段の数字は当該職務の等級に決定するための必要経年数を、下段の数字は当該職務の等級に決定するための必要経年数を示す。

現行

別表第一 (第4条関係)

現業職給料表

職員の区分	職務の等級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
(略)						

別表第二 (第4条関係)

級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
(略)	

別表第三 (第4条の2関係)

級別資格基準表

学歴免許等	職務の級				
	1級	2級	3級	4級	5級
(略)					

備考 職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要経年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経年数を示す。

改 正 案

(昇給)
第七条 (略)

2 (略)

3 五十五歳を超える職員を当該年齢に達した日の翌日以後の最初の四月一日以後に昇給させる場合における前項の規定の適用については、同項中「四号給」とあるのは、「一号給」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の等級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 〽 7 (略)

(再任用職員の給料月額)

第九条 第四条から第七条までの規定にかかわらず、地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用された職員の給料月額は、給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の等級に応じた額とする。

2 (略)

現 行

(昇給)
第七条 (略)

2 (略)

3 五十五歳を超える職員を当該年齢に達した日の翌日以後の最初の四月一日以後に昇給させる場合における前項の規定の適用については、同項中「四号給」とあるのは、「一号給」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 〽 7 (略)

(再任用職員の給料月額)

第九条 第四条から第七条までの規定にかかわらず、地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用された職員の給料月額は、給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 (略)

改正案

(昇給)
第七条 (略)

2 (略)

3 五十五歳を超える職員を当該年齢に達した日の翌日以後の最初の四月一日以後に昇給させる場合における前項の規定の適用については、同項中「四号給」とあるのは、「一号給」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の等級における最高の号給を超えて行うことができない。

5~7 (略)

(再任用職員の給料月額)
第九条 第四条から第七条までの規定にかかわらず、地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用された職員の給料月額は、給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の等級に応じた額とする。

2 (略)

現行

(昇給)
第七条 (略)

2 (略)

3 五十五歳を超える職員を当該年齢に達した日の翌日以後の最初の四月一日以後に昇給させる場合における前項の規定の適用については、同項中「四号給」とあるのは、「二号給」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5~7 (略)

(再任用職員の給料月額)
第九条 第四条から第七条までの規定にかかわらず、地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用された職員の給料月額は、給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 (略)

(昇格)

第六条の二 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その職務の等級について等級別資格基準表に定める必要経過年数又は必要在級年数を有していることにより、その者の属する職務の等級を一級上位の職務の等級に決定するものとする。

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、等級別資格基準表に定める必要経過年数又は必要在級年数に百分の八十以上百分の百未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経過年数又は必要在級年数とすることができる。

3 第一項の規定による昇格は、現に属する職務の等級に一年以上在級していない職員については、行うことができない。

(昇格その他の異動の場合の号給)
第六条の三 (略)

2 (略)

3 前二項に規定するもののほか、職員が職務の等級を異にして異動した場合における号給については、別に定める。

(昇格)

第六条の二 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経過年数又は必要在級年数を有していることにより、その者の属する職務の級を一級上位の職務の級に決定するものとする。

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経過年数又は必要在級年数に百分の八十以上百分の百未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経過年数又は必要在級年数とすることができる。

3 第一項の規定による昇格は、現に属する職務の級に一年以上在級していない職員については、行うことができない。

(昇格その他の異動の場合の号給)
第六条の三 (略)

2 (略)

3 前二項に規定するもののほか、職員が職務の級を異にして異動した場合における号給については、別に定める。

(等級別資格基準表)

第四条の二 職員の職務の等級を決定する場合に必要な資格は、第六条の二第二項の場合を除き、等級別資格基準表(別表第三)に定めるとおりとする。

(初任給の調整)

第六条 新たに職員となつた者のうち初任給規則別表第四に初任給基準表に定める学歴に相当する学歴について加える年数が定められている学歴を有する者(その加える年数が一年未満である者を除く。)の号給は、その者が前条の規定により受けるべき号給の号数にその加える年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)の数を四に乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

2 (略)

3 初任給規則別表第四に初任給基準表に定める学歴に相当する学歴について減ずる年数が定められている学歴を有する者に対して前項の規定を適用する場合においては、その減ずる年数をその者の経験年数から減ずるものとする。

4 (略)

(級別資格基準表)

第四条の二 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、第六条の二第二項の場合を除き、級別資格基準表(別表第三)に定めるとおりとする。

(初任給の調整)

第六条 新たに職員となつた者のうち初任給規則別表第五に初任給基準表に定める学歴に相当する学歴について加える年数が定められている学歴を有する者(その加える年数が一年未満である者を除く。)の号給は、その者が前条の規定により受けるべき号給の号数にその加える年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)の数を四に乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

2 (略)

3 初任給規則別表第五に初任給基準表に定める学歴に相当する学歴について減ずる年数が定められている学歴を有する者に対して前項の規定を適用する場合においては、その減ずる年数をその者の経験年数から減ずるものとする。

4 (略)

○教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改 正 案

○教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則

(昭和三十二年教委規則第五号)

(定義)
第二条 (略)

- 一 (略)
- 二 昇格 職員の職務の等級を給料表の上位の職務の等級に変更することをいう。
- 三 降格 職員の職務の等級を給料表の下位の職務の等級に変更することをいう。
- 四 (略)
- 五 必要経験年数 職員の職務の等級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
- 六 在級年数 職員が同一の職務の等級に引き続き在職した年数をいう。
- 七 必要在級年数 職員の職務の等級を決定する場合に必要な一級下位の職務の等級における在級年数をいう。

(給料表)
第四条 (略)

2 職員の職務は、その困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の等級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、等級別基準職務表(別表第二)に定めるとおりとする。

現 行

○教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則

(昭和三十二年教委規則第五号)

(定義)
第二条 (略)

- 一 (略)
- 二 昇格 職員の職務の級を給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- 三 降格 職員の職務の級を給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- 四 (略)
- 五 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
- 六 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。
- 七 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な一級下位の職務の級における在級年数をいう。

(給料表)
第四条 (略)

2 職員の職務は、その困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、級別標準職務表(別表第二)に定めるとおりとする。

議案第4号参考資料

教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

平成27年10月19日の人事委員会勧告並びに「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」の施行に基づき、「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」が2月県議会において改正されたことから、教育委員会が任命する現業職員についても、同様の見直しを行うもの。

2 改正の内容

- ・ 55歳を超える職員が標準の勤務成績で昇給する場合の号給数を2号給から1号給に改正
- ・ 条例の改正に伴う所要の字句の修正等

3 施行期日

平成28年4月1日

議案第 5 号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する
規則の制定について

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和32年山口県教育委員会規則第2号）の
一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成28年（2016年）3月23日

山口県教育委員会

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年 月 日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第 号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十二年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立周防大島高等学校の項中

臨時生徒	3	1
地域創生科	3	40

を「」に改め、

臨時生徒	3	40
------	---	----

「全日制課程福祉科は、平成26年度から生徒募集を停止する。」を削り、同表山口県立萩高等学校の項中「20」を分校は、平成28年度から生徒募集を行う。」を削り、別表の4の表山口県立周南総合支援学校の項中「20」を「17」に改め、同表山口県立徳山総合支援学校の項中「38」を「35」に改め、同表山口県立防府総合支援学校の項中「38」を「33」に改め、同表山口県立山口南総合支援学校の項中「27」を「51」に改め、同表山口県立山口総合支援学校の項中「28」を「33」に改め、同表山口県立宇部総合支援学校の項中「57」を「65」に改め、同表山口県立下関南総合支援学校の項中「35」を「30」に改め、同表山口県立下関総合支援学校の項中「39」を「38」に改め、同表山口県立豊浦総合支援学校の項中「30」を「27」に改め、同表山口県立萩総合支援学校の項中「22」を「19」に改める。

新旧対照表

改正案

別表（第2条関係）

1 高等学校編制表

学校の名称	学校の位置	本校又は分校の別	全日制課程			定時制課程			通信制課程		専攻科			備考
			学科	修業年限	第1学年生徒定員	昼夜の別	学科	修業年限	第1学年生徒定員	学科	第1学年生徒定員	学科	修業年限	
山口県立周防大島高等学校	大島郡周防大島町	本校	普通科	3	75						福祉専攻科	2	20から30までの範囲内において、教育委員会が定める数	安下庄校舎及び久賀校舎を置く。
			地域創生科	3	40									

(略)

山口県立萩高等学校	萩市	本校	普通科	3	120									
			理数科	3	30									
		奈古分校	総合学科	3	40									

(略)

現 行

別表（第2条関係）

1 高等学校編制表

学校の名称	学校の位置	本校又は分校の別	全日制課程			定時制課程			通信制課程		専攻科			備考	
			学科	修業年限	第1学年生徒定員	昼夜の別	学科	修業年限	第1学年生徒定員	学科	第1学年生徒定員	学科	修業年限		第1学年生徒定員
山口県立周防大島高等学校	大島郡周防大島町	本校	普通科	3	75									20から30までの範囲内において、教育委員会が定める数 安下庄校舎及び久賀校舎を置く。全日制課程福祉科は、平成26年度から生徒募集を停止する。	
			福祉科	3	—							福祉専攻科	2		
			地域創生科	3	40										

(略)

山口県立萩高等学校	萩市	本校	普通科	3	120								奈古分校は、平成28年度から生徒募集を行う。
			理数科	3	30								
		奈古分校	総合学科	3	40								

(略)

改正案

別表

2～3 (略)

4 特別支援学校編制表

学校の名称	学校の位置	本校又は分校の別	幼稚部		小学部	中学部	高等部					備考	
			保育年限	幼児収容定員	修業年限	修業年限	学科	修業年限	第1学年生徒定員	専攻科			
										学科	修業年限		第1学年生徒定員
山口県立岩国総合支援学校	岩国市	本校			6	3	普通科	3	31				
山口県立田布施総合支援学校	熊毛郡田布施町	本校			6	3	普通科	3	38				
							産業科	3	8				
山口県立周南総合支援学校	周南市	本校			6	3	普通科	3	17				
山口県立徳山総合支援学校	周南市	本校			6	3	普通科	3	35				
山口県立防府総合支援学校	防府市	本校			6	3	普通科	3	33				
山口県立山口南総合支援学校	山口市	本校	3	25	6	3	普通科	3	51				
							産業情報科	3	8				
							産業科	3	16				
山口県立山口総合支援学校	山口市	本校			6	3	普通科	3	33				
		みほり分校			6	3							
山口県立宇部総合支援学校	宇部市	本校			6	3	普通科	3	65				
							産業科	3	8				
山口県立下関南総合支援学校	下関市	本校	3	15	6	3	普通科	3	30	理療科	3	8	
							保健理療科	3	8	保健理療科	3	8	
山口県立下関総合支援学校	下関市	本校			6	3	普通科	3	38				
							産業科	3	8				
山口県立豊浦総合支援学校	下関市	本校			6	3	普通科	3	27				
山口県立萩総合支援学校	萩市	本校			6	3	普通科	3	19				

現 行

別表
2～3 (略)

4 特別支援学校編制表

学校の名称	学校の位置	本校又は分校の別	幼稚部		小学部 修業年限	中学部 修業年限	高等部					備考	
			保育年限	幼児収容定員			学科	修業年限	第1学年生徒定員	専攻科			
					学科	修業年限				第1学年生徒定員			
山口県立岩国総合支援学校	岩国市	本校			6	3	普通科	3	31				
山口県立田布施総合支援学校	熊毛郡田布施町	本校			6	3	普通科	3	38				
							産業科	3	8				
山口県立周南総合支援学校	周南市	本校			6	3	普通科	3	20				
山口県立德山総合支援学校	周南市	本校			6	3	普通科	3	38				
山口県立防府総合支援学校	防府市	本校			6	3	普通科	3	38				
山口県立山口南総合支援学校	山口市	本校	3	25	6	3	普通科	3	27				
							産業情報科	3	8				
		下関分校	3	15	6	3							
山口県立山口総合支援学校	山口市	本校			6	3	普通科	3	28				
							みほり分校						
山口県立宇部総合支援学校	宇部市	本校			6	3	普通科	3	57				
							産業科	3	8				
山口県立下関南総合支援学校	下関市	本校	3	15	6	3	普通科	3	35	医療科	3	8	
							保健医療科	3	8	保健医療科	3	8	
山口県立下関総合支援学校	下関市	本校			6	3	普通科	3	39				
							産業科	3	8				
山口県立豊浦総合支援学校	下関市	本校			6	3	普通科	3	30				
山口県立萩総合支援学校	萩市	本校			6	3	普通科	3	22				

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則について

1 改正の理由

- (1) 平成26年4月に山口県立周防大島高等学校福祉科を募集停止したことに伴い、平成27年度末をもって同科の在籍者がなくなり、同科が廃止となるため。
- (2) 平成28年4月山口県立萩高等学校奈古分校を開校するため。
- (3) 特別支援学校高等部の定員の一部を変更するため。

2 改正の概要

- (1) 別表の1の表山口県立周防大島高等学校の項のうち、福祉科を削除する。
- (2) 別表の1の表山口県立萩高等学校の項のうち、備考を削除する。
- (3) 別表の4の表周南総合支援学校、徳山総合支援学校、防府総合支援学校、山口南総合支援学校、山口総合支援学校、宇部総合支援学校、下関南総合支援学校、下関総合支援学校、豊浦総合支援学校、萩総合支援学校の高等部の定員を改める。

3 施行期日

平成28年4月1日

報告事項

番号	件名	主管課	備考
1	平成29年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の実施について	教職員課	公開
2	平成27年度山口県公立高校生学習状況等に関するアンケート集計結果について	高校教育課	公開
3	山口県学校警察間相互連絡制度「やまぐち児童生徒サポートライン」に関する協定書の締結について	学校安全・体育課	公開
4	全国学力・学習状況調査における不適切な対応について	義務教育課	公開
5	検定中の教科書の閲覧に関する調査の結果について	義務教育課	公開

平成 29 年度(2017年度)山口県公立学校教員採用候補者選考試験実施大綱

山口県教育委員会

1 目的

この試験は、平成 29 年度(2017年度)における山口県の公立学校の教員としての採用を志願する者について、その採用に当たっての選考資料とするために実施するものです。

2 実施する選考区分、志願区分(校種等)及び教科等

選考区分	志願区分(校種等)	教科等	
一般選考	小学校		
	中学校	国語、社会、数学、理科、音楽 ^{※1} 、美術 ^{※2} 、保健体育、技術、家庭、外国語(英語)	
	高等学校	国語、地理歴史、数学、理科、保健体育、芸術(音楽 ^{※3})、外国語(英語)、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉 高等学校の試験を実施する科目等の詳細については、実施要項で発表します。	
	特別支援学校	小学部	
		中学部	国語、社会、数学、理科、音楽 ^{※1} 、美術 ^{※2} 、保健体育、技術、家庭、外国語(英語)
		高等部	国語、地理歴史、数学、理科、芸術(音楽 ^{※3})、外国語(英語)、情報、農業、福祉
	養護教諭		
	栄養教諭		
社会人特別選考	小学校、中学校及び高等学校の試験を実施する教科(科目等)		
スポーツ・芸術特別選考	中学校の保健体育 ^{※4} 、音楽 ^{※5} 、美術 高等学校の保健体育 ^{※4} 、芸術(音楽 ^{※5})		
山口県教師力向上プログラム修了者特別選考	小学校		
博士号取得者特別選考	高等学校の理科		
看護科・理療科教諭特別選考	高等学校の看護 特別支援学校高等部の理療		
身体障害者を対象とした選考	一般選考で実施する志願区分(校種等)・教科等		

3 出願

試験は、上表のとおり行い、一つの選考区分、志願区分(校種等)に限り志願できます。ただし、一般選考における中学校、特別支援学校小学部、特別支援学校中学部を志願する者は、小学校を第二志願とすることができます。【注】

また、次に示す特定の教科等については併願を認めます。

- (1) 一般選考における中学校音楽と特別支援学校中学部音楽との併願(上表中※1)
- (2) 一般選考における中学校美術と特別支援学校中学部美術との併願(上表中※2)
- (3) 一般選考における高等学校芸術(音楽)と特別支援学校高等部芸術(音楽)との併願(上表中※3)
- (4) スポーツ・芸術特別選考における中学校保健体育と高等学校保健体育との併願(上表中※4)
- (5) スポーツ・芸術特別選考における中学校音楽と高等学校芸術(音楽)との併願(上表中※5)

【注】(1)又は(2)を希望する者は、小学校を第二志願とすることはできません。

4 受験資格

各選考区分及び志願区分(校種等)について、次に示す(1)～(4)に掲げる各要件の全てを満たす者が受験できます。受験資格を満たしていない場合は受験できません。

※ 受験する選考区分及び志願区分(校種等)の受験資格をよく確認してください。

(1) 教員免許状について

教育職員免許法に基づき授与された各相当の普通免許状を有する者又は平成 29 年 3 月 31 日までに各相当の普通免許状を取得見込みの者。

次の志願区分(校種等)及び教科等については、それぞれに掲げる要件を満たす者。

- ア 小学校を第二志願とする者にあつては、各相当の普通免許状に加え、小学校の普通免許状が必要です。
- イ 高等学校の情報志願する者にあつては、情報の普通免許状に加え、高等学校の数学、理科又は家庭のいずれかの普通免許状が必要です。
- ウ 特別支援学校小学部、中学部及び高等部の志願区分で志願する者(併願も含む。)にあつては、盲学校教諭、聾学校教諭、養護学校教諭、特別支援学校教諭のいずれかの普通免許状が必要です。
- エ 社会人特別選考における高等学校の工業及び水産並びに看護科・理療科教諭特別選考を志願する者については、相当の普通免許状の取得又は取得見込みがない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者は受験できます。この場合、採用候補者名簿記載予定者となったことの通知後、教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受ける必要があります。

(2) 受験年齢について

昭和42年4月2日以降に生まれた者

(3) 欠格条項について

地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しない者

(4) その他

ア 社会人特別選考

次の①又は②に該当する者で、かつ教員の職務を行うのに必要な素養と熱意を有するもの。

- ① 現に(出願時点で)民間企業等に5年以上継続勤務する者で、その勤務経験により、出願する校種・教科(科目等)に関する高度の専門的な知識又は技能を有すると認められるもの
 なお、高等学校の工業及び水産を志願する者については、相当の普通免許状の取得又は取得見込がない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者は受験できます。(4の(1)教員免許状についてのエ参照)
- ② 青年海外協力隊、日系社会青年ボランティア、シニア海外ボランティア又は日系社会シニア・ボランティアとして、通算2年以上の派遣経験を有する者で、その派遣経験により、グローバル化に対応するコミュニケーション力や異文化理解の能力等を身に付けたもの

イ スポーツ・芸術特別選考

高等学校卒業以降、次の①～④のいずれかに該当する者で、かつ教員の職務を行うのに必要な素養と熱意を有するもの。ただし、成績及び実績は、平成23年4月1日以降のものに限る。

- スポーツ分野(※)
 - ① 国際的な大会に日本代表として出場した者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者
 - ② 全国的な大会で極めて優秀な成績を収めた者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者
- ※ スポーツ分野の対象種目
 陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレール射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、スケート、アイスホッケー、スキー、硬式野球、トライアスロン
- 芸術分野
 - ③ 国際的なコンクール・展覧会等で優秀な成績を収めた者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者
 - ④ 全国的なコンクール・展覧会等で極めて優秀な成績を収めた者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者

ウ 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考

平成27年度山口県教師力向上プログラムを修了した者

エ 博士号取得者特別選考

博士号を有し、高度の専門的な知識又は技能を高等学校理科教育の推進に生かす意欲のある者

オ 看護科・理療科教諭特別選考

相当の普通免許状の取得又は取得見込がない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者については受験できます。(4の(1)教員免許状についてのエ参照)

カ 身体障害者を対象とした選考

- (ア) 身体障害者手帳の交付を受けている者
- (イ) 介護者なしで教員としての職務の遂行が可能な者

5 選考試験の内容

選考区分	第一次試験	第二次試験
一般選考 身体障害者を対象とした選考	教職専門 教科専門【注1】 集団面接(討議) 実技【注2】 特別支援教育専門【注3】	適性検査 個人面接 集団面接 (模擬授業・討議)
社会人特別選考 博士号取得者特別選考	教科専門 集団面接(討議) 実技【注2】	小論文 実技【注4】
山口県教師力向上プログラム修了者特別選考	教科専門	
スポーツ・芸術特別選考 看護科・理療科教諭特別選考	個人面接(口述試験) 集団面接(討議)	

【注】「6 試験の一部免除」に示す要件を満たす者については、試験の一部を免除します。

【注1】中学校、特別支援学校中学部を志願する者のうち、小学校を第二志願とするものについては、小学校の教科専門についても実施します。

【注2】第一次試験の実技は、中学校、高等学校、特別支援学校中学部、特別支援学校高等部の特定の教科等及び養護教諭を志願する者を対象に実施します。

【注3】特別支援教育専門は、特別支援学校の志願者を対象に実施します。

なお、特別支援学校との併願を希望する者についても実施します。

【注4】第二次試験の実技は、小学校及び特別支援学校小学部の志願者を対象に実施します。

なお、小学校を第二志願とする者についても実施します。

6 試験の一部免除（次のいずれかの項目に該当する者が申請した場合、試験の一部を免除します。）

第一次試験免除者A	<p>○昨年度の第一次試験を受験し第二次試験で不合格となった者のうち、総合評価ランクがA又はBであるものを対象とした第一次試験免除</p> <p>平成28年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の第一次試験を受験し、第二次試験で不合格となった者のうち、総合評価ランクがA又はBであるものについては、第一次試験を免除します（平成28年度と同一の選考区分の志願区分（校種等）の教科（科目等）が実施され、かつ同一の選考区分の志願区分（校種等）の教科（科目等）を志願する場合に限ります。）。</p> <p>【注】第一次試験免除者Aについては、4の(2)に定める年齢を超えている場合にも受験を認めます。</p>
第一次試験免除者B	<p>○他県における本採用教員のうち3年以上の勤務経験を有する者を対象とした第一次試験免除</p> <p>以下の1～3の全てに該当する者は、第一次試験を免除します。</p> <ol style="list-style-type: none">1 現に（出願時点で）他の都道府県において国公立学校（国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に在職している教員（任期を定めて任用される者及び非常勤の者を除く。）。2 平成28年3月31日現在、他の都道府県において国公立学校に3年以上の勤務経験（出願する志願区分（校種等）の教科（科目は問わない。）と同一の勤務経験であること。また、休職、育児休業等、勤務実態のない期間を除く。）を有する者。3 2の勤務経験と同一志願区分（校種等）の教科（科目は問わない。）で出願する者。
教職専門免除者A	<p>○「第一次試験免除者B」以外の他県における本採用教員を対象とした第一次試験の教職専門免除</p> <p>以下の1～2の両方に該当する者は、第一次試験の教職専門を免除します。</p> <ol style="list-style-type: none">1 現に（出願時点で）他の都道府県において国公立学校（国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に在職している教員（任期を定めて任用される者及び非常勤の者を除く。）。2 出願時の勤務と同一志願区分（校種等）で出願する者。
教職専門免除者B	<p>○山口県内の国公立学校における臨時的任用教員等を対象とした第一次試験の教職専門免除</p> <p>過去3年間（平成25年4月1日から平成28年3月31日まで）において、次に掲げる者として通算24月以上の在職期間を有する者は、第一次試験の教職専門を免除します。</p> <p>ア 山口県内の公立学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）において山口県教育委員会が任用する臨時的任用教員（教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭）又は非常勤講師（非常勤養護教諭を含む。）</p> <p>イ 下関市教育委員会が任用する、下関商業高等学校（全日制）の臨時的任用教員又は非常勤講師</p> <p>ウ 山口大学教育学部附属学校の、任期付教諭、非常勤講師又は非常勤教諭（任期付教諭は臨時的任用教員として扱い、非常勤教諭は非常勤講師として扱う。）</p> <p>非常勤講師としての在職期間は、その在職期間に1/2を乗じ、小数点以下を切り捨てて算出します。臨時的任用教員と非常勤講師の勤務経験を有するものの月数は、臨時的任用教員の在職月数と非常勤講師の換算在職月数の合計とします。</p> <p>なお、在職月数の算定にあたっては、月に1日でも在職していれば1月とします。また、同一月に複数の任用がある場合は、いずれか一校のみを対象とします。</p>

7 実施要項（志願書類を含む。）の発表等

(1) 発表日（配布開始日）

平成28年5月12日（木）予定

(2) 配布場所

山口県庁（受付、中央県民相談室及び山口県教育庁教職員課）、山口県内各総合庁舎（地方県民相談室等）、山口県東京営業本部、山口県大阪営業本部、山口県内各市町教育委員会

(3) 郵便による請求方法

山口県教育庁教職員課に請求してください。封筒の表に「教員志願書類請求」と朱書きし、住所、氏名（〇〇様とする。）及び郵便番号を明記し140円分の切手を貼った返信用封筒（角形2号：縦33cm、横24cmのもの）を必ず同封してください。

なお、同時に2部請求する場合は65円分の切手を割増郵送料として追加して貼り付けてください。
請求先：〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県教育庁教職員課（☎083-933-4550）

8 志願書類の受付等

(1) 受付窓口

山口県教育庁教職員課（山口市滝町1番1号 山口県庁14階）

(2) 受付期間

平成28年5月13日（金）～6月3日（金）（土曜日及び日曜日を除く。）

(3) 受付時間

午前8時30分～午後5時15分

(4) 郵送、インターネットによる出願

- ア 郵送の場合は、平成28年6月3日（金）までの消印のあるものは有効とします。
イ 一般選考（一部を除く。）については、インターネットによる出願も受け付けます。
インターネットによる受付は、平成28年5月13日（金）午前9時～5月27日（金）午後5時までです。

(5) 身体に障害がある志願者への受験時の配慮

身体に障害がある志願者については、障害の状態等に応じて、実技の免除、車椅子の使用や点字及び拡大文字、手話通訳による受験等の配慮をしますので、出願時に申し出てください。

9 選考試験の期日及び会場

(1) 第一次試験

対象者：全ての選考区分の志願者（ただし、第一次試験免除者A及び第一次試験免除者Bを除く。）

期 日	平成28年7月16日（土）、17日（日）
会 場	山口県立山口高等学校、山口県立山口中央高等学校、山口県立西京高等学校、 國學院大學たまプラーザキャンパス（東京会場）【注1】

【注1】國學院大學たまプラーザキャンパス（神奈川県横浜市）においては、次の試験を実施する予定です。

- 一般選考における小学校、中学校（国語、社会、数学、理科）、高等学校（国語、地理歴史、数学、理科、情報、農業、工業、商業、水産、福祉）、特別支援学校小学部、特別支援学校中学部（国語、社会、数学、理科）及び特別支援学校高等部（国語、地理歴史、数学、理科、情報、農業、福祉）
- 社会人特別選考（小学校、中学校及び高等学校の試験を東京会場で実施する教科（科目等））
- 博士号取得者特別選考

【注2】スポーツ・芸術特別選考、看護科・理療科教諭特別選考及び身体障害者を対象とした選考は、山口県内の3会場のみで実施する予定です。

(2) 第二次試験

対象者：第一次試験合格者、第一次試験免除者A及び第一次試験免除者B

期 日	小 学 校：平成28年8月20日（土）～23日（火） （※予備日：8月27日（土）、28日（日）） 上記以外の志願区分（校種等）：平成28年8月20日（土）、21日（日）
会 場	山口県立山口高等学校、山口県立山口中央高等学校、山口県立西京高等学校、 山口県立山口農業高等学校

10 採用候補者名簿への登載と採用

- 選考試験結果の通知は、平成28年10月5日（水）に行う予定です。
 - 選考試験結果に基づき、採用候補者を採用候補者名簿に登載します。
 - 「4 受験資格」に示す受験資格を満たしていないことが判明した場合、採用候補者名簿に登載しません。
 - 採用は、採用候補者名簿登載者の中から必要に応じて行います。なお、小学校、中学校及び高等学校の採用候補者名簿登載者の中から特別支援学校へ配置することもあります。
 - 免許状所有者で、教員免許更新制に係る更新手続きを完了しなかった等により、「平成29年4月1日時点で有効な免許状」を所有できないことが判明した者は、採用候補者名簿に登載しません。
 - 採用された者が複数の免許状を所有している場合は、志願した教科以外の教科を担当することがあります。
 - 平成29年度採用候補者のうち、大学院進学を理由として採用の延期を申し出た者が、次のいずれにも該当した場合は、平成31年度採用候補者名簿に登載します。
 - ・平成31年3月31日までに大学院修士課程を修了できること。
 - ・平成31年3月31日までに合格した志願区分の校種、教科の専修免許状が取得できること。
- ※教職大学院の専門職学位課程についても、大学院修士課程と同様の取扱いとします。

- 平成29年度採用候補者のうち、大学院在学中であり、引き続き修学することを理由として採用の延期を申し出た者が、次のいずれにも該当した場合は、平成30年度採用候補者名簿に登載します。
 - ・平成30年3月31日までに大学院修士課程を修了できること。
 - ・平成30年3月31日までに合格した志願区分の校種、教科の専修免許状が取得できること。
- ※教職大学院の専門職学位課程についても、大学院修士課程と同様の取扱いとします。

1.1 主な変更点

(1) 志願区分に「栄養教諭」を追加

食に関する指導の中核となる栄養教諭の新規採用開始に伴い、栄養教諭の志願区分を設けます。

(※ 小・中学校の学校栄養職員の採用は、平成29年度(試験実施は平成28年度)までとなります。)

(2) 社会人特別選考(高等学校水産)における特別免許状の活用

社会人特別選考において高等学校の水産を志願する者については、相当の普通免許状の取得又は取得見込みがない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者については受験できます。この場合、採用候補者名簿登載予定者となったことの通知後、教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受ける必要があります。

平成 27 年度山口県公立高校生学習状況等に関するアンケート集計結果について

1 目的

山口県の公立高校生の学習意欲、学習習慣及び生活習慣等を把握・分析し、その状況及び課題を各学校に提示することにより、PDCAサイクルによる教育活動の改善、教員の学習指導の充実や生徒の学習状況の改善等に資する。

2 対象校

公立高等学校全日制課程（本・分校別、校舎別とし、中等教育学校後期課程を含む。）

3 対象生徒

各学年から 1 クラス分の生徒（30～40 人程度）を抽出

4 実施日

平成 27 年 10 月 15 日（木）を中心日として、任意の日に実施

5 アンケート項目

- (1) 学習の取組等に関する質問（15 問）
- (2) 学習習慣に関する質問（14 問）
- (3) 各教科（国語・数学・英語）に関する質問（19 問）
- (4) 生活習慣に関する質問（11 問）

合計 59 問

6 実施校数及び回答生徒数

- (1) 実施校数 61 校
- (2) 回答生徒数 6,308 人

7 集計

(1) 県全体の集計について

統計的に処理するため、3,048 人（1 年：1,029 人、2 年：1,013 人、3 年：1,006 人）を集計対象として抽出し、実施

(2) 各学校の集計について

回収した全てのアンケートを対象として実施

8 結果の概要（県全体）※詳細は資料 1

(1) 学習の取組等について

- 授業の目標（めあて・ねらい）が示されていると思う生徒は 61%（昨年度 57%）
- 学習した内容を振り返ったりまとめたりしている生徒は 50%（同 40%）
- 授業では、学級やグループの中で自分たちで課題を見つけ、その解決に向けて情報を集め、話し合いながら整理して、発表するなどの学習活動に取り組んでいると思う生徒は 52%

(2) 学習習慣について

- 学校の授業以外の学習時間が 1 時間未満の生徒
平日：47%（同 49%） 休日：40%（同 42%）
- 学校の授業以外の学習
学校の宿題（週末課題等）に取り組んでいる生徒は 88%（同 86%）
⇨ 学校の授業の予習：33%（同 29%） 学校の授業の復習：42%（同 37%）

(3) 各教科（国語・数学・英語）について

- 教科の学習が将来社会に出たときに役立つと思う生徒
国語：87%（同86%） 数学：61%（同60%） 英語：88%（同86%）
- 日常生活や身近な話題等について、英語でコミュニケーションをとることができる生徒は38%（同34%）

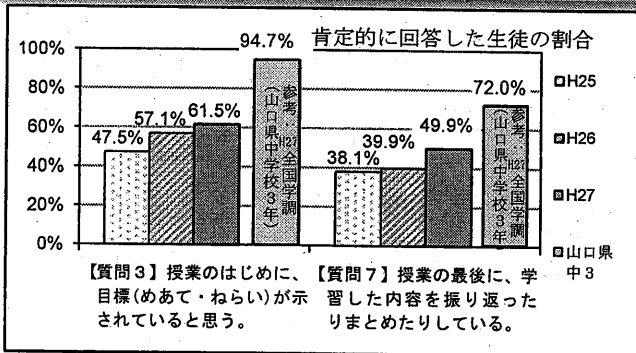
(4) 生活習慣について

- 平日1日当たり、2時間以上携帯電話等で通話をしたりメールをしたりしている生徒は26%（同27%）

9 今後の取組

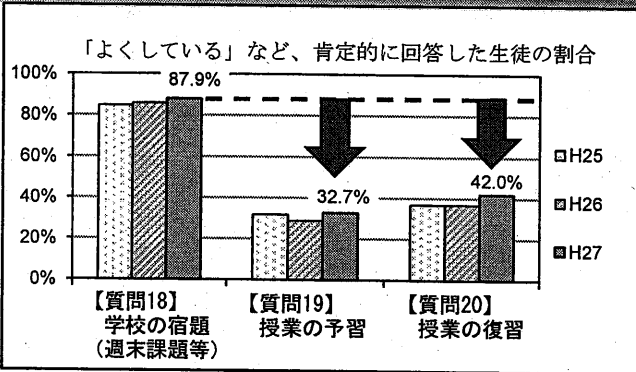
【学力向上に向けた重点取組事項】 生徒の主体的な学習態度の育成

① 「見通し・振り返り学習活動」の更なる充実



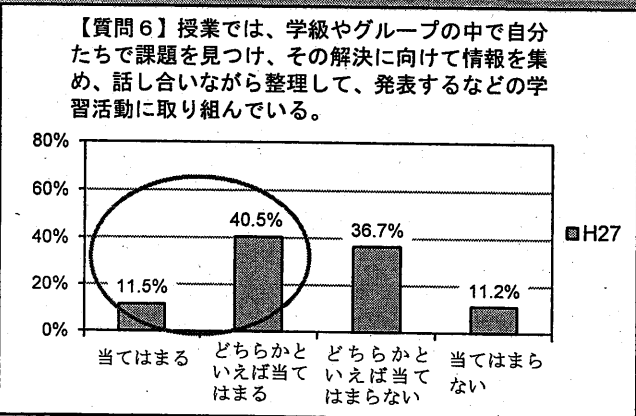
- ・ 授業評価の観点が見されたチェックシートの活用
- ・ 「学力向上推進の手引き～まなびゲーショ～」等を活用した校内研修の実施

② 授業を中心とした「予習－授業－復習」のサイクルの更なる充実



- ・ 家庭学習が授業の中で生かされるような課題の設定
- ・ HR担任、教科担任等による個人面談や家庭との連携等により生徒を多面的に支援

③ アクティブ・ラーニングを取り入れた「主体的・協働的な活動」の更なる充実



- ・ 生徒による主体的・協働的な活動の推進
- ・ 研修資料「アクティブ・ラーニング～よりよい授業をめざして～」を活用した校内研修の実施
- ・ 指導力向上のための、教科の枠を超えた授業参観の推進

学力向上に向けた授業の改善・充実について

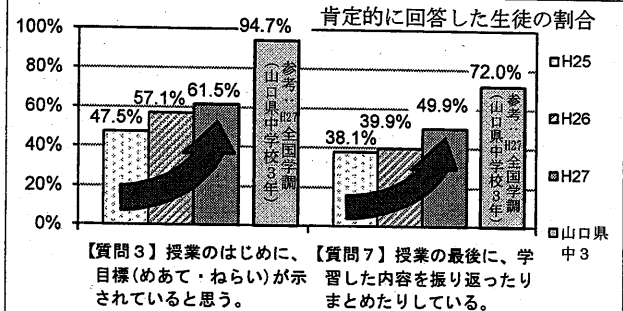
～ 「山口県公立高校生学習状況等に関するアンケート」を踏まえて～

● 昨年10月に実施した「平成27年度山口県公立高校生学習状況等に関するアンケート」の集計結果を踏まえ、今後、生徒の学力向上に向けて、全県的に取り組みたいポイントをまとめました。

● 各学校においては、その実情に応じて、効果的な取組を組織的・計画的に進めることが求められます。

1 「見通し・振り返り学習活動」の更なる充実

- 生徒自身が、授業のはじめに「何を学ぶのか」を理解し、授業の最後に「何を学んだのか」を実感することは、学習意欲の高まりにつながります。
- 「目標（めあて・ねらい）」に対して、「振り返る活動」を授業に位置付けることが必要です。「振り返る活動」では、学習に対する自己評価や学習内容の定着のための活動などを充実させることが有効です。

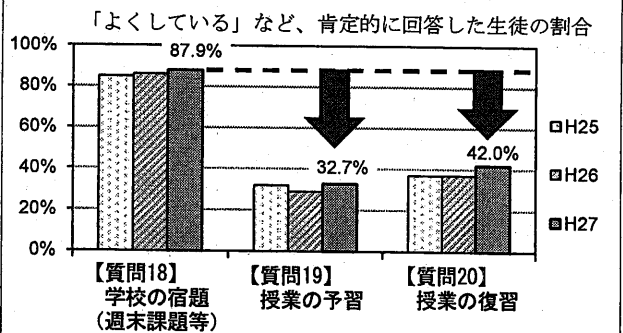


☞ 「見通し・振り返り学習活動」について、肯定的に回答した生徒の割合は、中学校での結果と比較して低いものの、年度ごとに着実に増加しています。

※ 全国学調＝全国学力・学習状況調査質問紙

2 授業を中心とした「予習－授業－復習」のサイクルの更なる充実

- 授業での学習内容を十分に定着させるには、家庭学習が授業で生かされるような課題を設定するなど、生徒が主体的に予習・復習に取り組めるような指導を充実することが大切です。
- 学習の見通しを立てて予習したり、学習したことを振り返って復習したりする習慣の確立を図り、①と併せ、計画的な指導を行うことにより、生徒の学習意欲や思考力・判断力・表現力等の向上が期待できます。

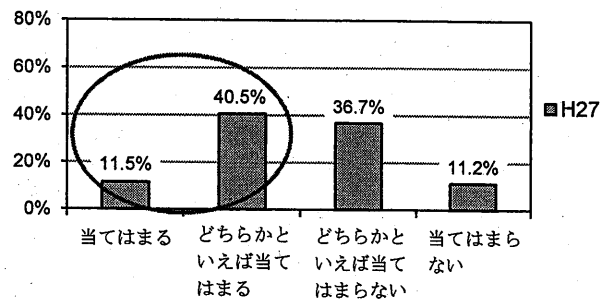


☞ 「学校の宿題」に取り組んでいる生徒の割合は高い一方で、主体的に「授業の予習」や「授業の復習」に取り組んでいる生徒の割合が低い状況です。

3 アクティブ・ラーニングを取り入れた「主体的・協働的な活動」の更なる充実

- これからの時代を生きていく生徒たちには、主体的に判断しながら、多様な人々と協働的に課題を解決していくための資質・能力の育成が必要です。
- このため、教科・科目の目標や生徒の実態等に応じて、課題解決型の学習など、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業の充実が重要となっています。

【質問6】授業では、学級やグループの中で自分たちで課題を見つけ、その解決に向けて情報を集め、話し合いながら整理して、発表するなどの学習活動に取り組んでいる。



☞ 課題解決型の学習に取り組んでいることに肯定的な回答をした生徒の割合は52%です。

※ 研修資料「アクティブ・ラーニング～よりよい授業づくりをめざして～」(H27. 12)の活用もお願いします。

山口県学校警察間相互連絡制度「やまぐち児童生徒サポートライン」 の協定締結について

学校安全・体育課

1 協定締結の趣旨

本県の学校と警察との連携については、平成16年からそれぞれ基準を定め、必要な情報を相互に提供しているが、近年、全国的に、学校外の集団との関わり等の中で、児童生徒の生命を脅かす事案等が発生している状況を踏まえ、県立学校と警察署とが、統一した基準に基づく相互連絡を行い、児童生徒の健全育成の観点から、問題行動・非行及び犯罪被害の防止並びに安全確保について、連携して早期に対応できる体制を構築するため、県教委と県警本部が相互連絡に係る協定を締結する。

2 協定締結日及び施行日

協定締結：平成28年3月18日（金）

施行：平成28年4月1日（金）

3 協定の概要

(1) 連絡の対象

① 学校と警察署の相互の連絡対象事案

- ・ 不審者や校地内侵入者等に係る事案
- ・ スマートフォン等の機能やインターネットを利用した事案で、特に早期対応が必要と認められる事案
- ・ その他特に早期対応が必要と認められる事案

② 警察署から学校への連絡対象事案

- ・ 警察で取り扱った児童生徒の非行防止及び被害防止並びに安全の確保のため、学校との連携が必要と認められる事案

③ 学校から警察署への連絡対象事案

- ・ 学校内外における児童生徒の問題行動等及び被害の防止並びに安全の確保のため、警察との連携が必要と認められる事案

(2) 連絡の判断

対象事案を取り扱った警察署長及び学校長がそれぞれの事案について判断する。

(3) 留意事項

- 連絡した情報については、秘密の保持を徹底し、本制度の目的と趣旨を逸脱した取扱いを禁ずる。
- 連絡を行う情報については、事実に基づき、正確を期する。
- 対象事案に関係した児童生徒への処遇に当たっては、制度の趣旨を踏まえ、真に教育効果をもった適正な措置を行う。

※ 県警では、県内以外（国立・市町立・私立）の学校についても、平成28年度からの施行をめざし、同様の協定を締結する方向で、各市町教委等と調整中。

山口県学校警察間相互連絡制度「やまぐち児童生徒サポートライン」 に関する協定書

山口県警察本部（以下「甲」という。）及び山口県教育委員会（以下「乙」という。）は、児童生徒の安心・安全を脅かす犯罪等が多発する中、少年の非行問題が多様化、深刻化している現状を踏まえ、山口県内の県立学校の児童生徒（以下「児童生徒」という。）の問題行動・非行（以下「問題行動等」という。）及び被害の防止並びに安全の確保を図るとともに、児童生徒の豊かな心を育み、健全育成を推進するため、相互の連絡に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、児童生徒の問題行動等及び被害の防止並びに安全の確保に関する問題の所在を相互に理解し、連携を密にして一体となって対応することを目的とする。

（名称）

第2条 この協定に基づく制度の名称は、山口県学校警察間相互連絡制度「やまぐち児童生徒サポートライン」（以下「本制度」という。）とする。

（連携機関）

第3条 本制度において連携を行う関係機関（以下「連携機関」という。）は、次に掲げる機関とする。

- (1) 甲及び山口県内の警察署（以下「警察署」という。）
- (2) 乙並びに山口県内の県立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）

（連携の内容）

第4条 連携機関は、一般的な情報交換はもとより、児童生徒の問題行動等及び被害の防止並びに安全の確保に係る具体的な情報を相互に連絡するものとする。

2 甲及び乙は、必要に応じて、関係する警察署及び学校と協議を行い、次条の対象事案に係る具体的な対策を講ずるものとする。

（連絡の対象等）

第5条 本制度に係る連絡の対象は、原則として次の各号の事案とする。

- (1) 相互の連絡対象事案
 - ア 不審者や声かけ事案、校地内侵入者等児童生徒の被害防止のため必要な事案
 - イ スマートフォン等の機能やインターネットを利用した事案で、特に早期対応が必要と認められる事案
 - ウ その他特に連携した早期対応が必要と認められる事案
 - (2) 警察署から学校への連絡対象事案
警察で取り扱った児童生徒の非行防止及び被害防止並びに安全の確保のため、学校との連携が必要と認められる事案
 - (3) 学校から警察署への連絡対象事案
学校内外における児童生徒の問題行動等及び被害の防止並びに安全の確保のため、警察との連携が必要と認められる事案
- 2 前項の各号における具体的な連絡基準については別に定めるものとする。
- 3 連絡の必要性については、対象事案を取り扱った連携機関が、それぞれの事案について判断するものとする。

（相互連絡の責任者、方法、時期及び範囲等）

第6条 連絡の方法等については、原則として次により適切に行うものとする。

2 連携機関における連絡責任者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 甲 少年課長
- (2) 乙 学校安全・体育課長
- (3) 警察署 署長
- (4) 学校 校長

3 連絡の方法は、連絡責任者又は連絡責任者が連絡担当者として指定した者が、面接又は電話により速やかに行うものとする。

- 4 連絡の時期は、警察においては、逮捕事案は逮捕後、任意事案は全容が解明し正確な情報となった時点又は送致・通告した時点、被害防止に係る緊急情報については直ちに、学校においては、校長が警察への連絡が必要と判断した時点で、面接又は電話により速やかに行うものとする。
- 5 連絡の範囲は、対象事案の概要、当該事案に係る児童生徒の問題行動等及び児童生徒の被害の防止並びに安全の確保に資するために必要な情報とする。
- 6 警察署が管轄外に所在する学校に在籍する児童生徒に係る事案を取り扱った場合は、警察署から該当する学校へ連絡するものとする。

(連携における対応)

第7条 連携機関が連絡を行うに当たっては、相互理解と信頼関係を保持するため、次の点に配慮するものとする。

- (1) 連絡を行う情報については、事実に基づき、正確を期すること。
- (2) 対象事案に関係した児童生徒への処遇に当たっては、健全育成を推進するという本制度の趣旨を踏まえ、真に教育効果をもった適正な措置を行うこと。

(秘密保持の徹底)

第8条 本制度において相互に連絡した情報については、秘密の保持を徹底し、本制度の目的と趣旨を逸脱した取扱いを禁ずるものとする。

(協議)

第9条 甲と乙は、本制度を円滑かつ効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うことができるものとする。

(経費の負担)

第10条 本制度の実施に係る費用は、連携機関がそれぞれ負担するものとする。

(施行年月日)

第11条 本制度は、平成28年4月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月18日

甲 山口県警察本部
本部長

乙 山口県教育委員会
教育長

全国学力・学習状況調査における不適切な対応について

義務教育課

1 事案の概要

(1) 発生時期 平成25年度・26年度の全国学力・学習状況調査

(2) 発生場所 下関市立の小学校（1校）

(3) 概要

当該校において、平成25年度・26年度の全国学力・学習状況調査の実施当日、児童が難しい問題に時間をかけ過ぎることがないように、国語Bの調査開始前に、教員が全児童に対して、問題を解く順番を板書や口頭で指示した上で調査を実施するという、文部科学省の調査マニュアルを逸脱した不適切な対応が行われた。

(4) 不適切な点

調査マニュアルには、調査実施中の指示として「解答を諦めているような児童には、できるところから解答を試みるよう適宜、指導してください」と示されているが、当該校では、調査開始前に、全児童に対して、問題を解く順番を指示している。

2 これまでの対応

- 県内の全小・中学校に対する調査を実施し、他の学校では不適切な対応は行われていないことを確認
- 3月15日に、文部科学省へ報告書を提出するとともに、今後の全国学力・学習状況調査の適切な実施の徹底について文部科学省から指導
- 3月16日に、下関市教育委員会に対して調査の適切な実施について指導するとともに、合同で記者発表を実施
- 文部科学省が3月17日付けで全国に通知を発出したことを受け、3月18日に、県内の全市町教委に対して「全国学力・学習状況調査の適切な実施の徹底について（通知）」を発出

3 今後の対応

- 平成28年度の調査の適切な実施に向けて、通知の内容を周知徹底
- 県教委主催の各種研修会等を活用して、調査マニュアルに基づいた全国学力・学習状況調査の適切な実施について、継続的に周知徹底

報告事項5

検定中の教科書の閲覧に関する調査の結果について

義務教育課

I 調査の概要

1 調査に至る経緯

- 昨年10月に「三省堂」が検定中の教科書（＝申請本）を教育関係者に見せて謝礼を渡していた事実が明らかになった。
- 三省堂の事案を受けて、文部科学省は、三省堂以外の発行者（全21社）に対しても、同様の事案がなかったかどうかを自己点検して報告するよう求めた。
- 発行者からの情報に基づいて、文部科学省は平成28年1月28日に各都道府県教育委員会に対し、発行者の自己点検結果を情報提供するとともに、事実関係の調査を依頼した。

2 文部科学省から調査を依頼された事項

(1) 依頼事項1

- ① 氏名
- ② 所属
- ③ 職位

(2) 依頼事項2

- ① 当該者の採択への関与の有無
- ② 当該教科の教科書に関する当時の採択結果とその後の採択結果
- ③ 当該者が採択に影響を及ぼしたか否か

(3) 依頼事項3

- ① 金品の受取の有無
- ② 飲食の提供の有無
- ③ 交通費・宿泊費等の受取の有無

II 調査結果

1 調査対象者

(1) 文部科学省から提供された情報

総件数（件）	106	実人数（人）	96
類型①総数（件）	42	類型①実数（人）	40
類型②総数（件）	64	類型②実数（人）	59

※類型①＝対価を伴わず、申請本を教員等に閲覧させて意見を聴取した事案
※類型②＝申請本を教員等に閲覧させた上で意見聴取等の対価を支払った事案

(2) 文部科学省への報告対象者

総件数（件）	105	実人数（人）	95
類型①総数（件）	42	類型①実数（人）	40
類型②総数（件）	63	類型②実数（人）	58

※類型②の事案のうち、事案発生当時、既に退職していた者（1件／1人）は、文科省への報告対象外

2 類型①（対価を伴わず、申請本を教員等に関連させて意見を聴取した事案）

(1) 閲覧時期（件／42件中）

H21年度 (小学校検定)	8	H22年度 (中学校検定)	8	H25年度 (小学校検定)	6	H26年度 (中学校検定)	20
------------------	---	------------------	---	------------------	---	------------------	----

(2) 教科書発行者別件数（件／42件中）

学校図書	29	数研出版	12	育鵬社	1
------	----	------	----	-----	---

(3) 当該者の事案発生当時の所属・職位（件／42件中）

市町立学校				市町教育委員会	
小学校（合計）	14	中学校（合計）	27		
校長	12	校長	10	教育長	1
教頭	1	教頭	3		
教諭	1	教諭	14		

(4) 当該者が採択に関わる委員等を務めた事案（件／42件中）

教育長	1	調査員等	7
-----	---	------	---

(5) 当該者が委員等を務めた市町等の採択結果（件／8件中）

他社→当該社	1	当該社→当該社	1	他社→他社	5	当該社→他社	1
--------	---	---------	---	-------	---	--------	---

※「他社→当該社」「当該社→当該社」の事案において、採択のための会議の議事録や選定資料等を精査した結果、内容や分量において当該社が有利となるような発言や記述はなかった。

3 類型②（申請本を教員等に関覧させた上で意見聴取等の対価を支払った事案）

(1) 閲覧時期（件／63件中）

H21年度 (小学校検定)	24	H22年度 (中学校検定)	12	H25年度 (小学校検定)	6	H26年度 (中学校検定)	21
------------------	----	------------------	----	------------------	---	------------------	----

(2) 教科書発行者別件数（件／63件中）

東京書籍	48	光村図書	8	大日本図書	2	日本文教出版	5
------	----	------	---	-------	---	--------	---

(3) 当該者の事案発生当時の所属・職位（件／63件中）

市町立学校				国立大学附属学校	
小学校（合計）	30	中学校（合計）	27	中学校（合計）	6
校長	1	校長	4	教諭	6
教頭	4	教頭	1		
教諭	25	教諭	22		

(4) 当該者が採択に関わる委員等を務めた事案（件／63件中）

調査員等	17
------	----

(5) 当該者が委員等を務めた市町等の採択結果（件／17件中）

他社→当該社	0	当該社→当該社	10	他社→他社	6	当該社→他社	1
--------	---	---------	----	-------	---	--------	---

※「当該社→当該社」の事案において、採択のための会議の議事録や選定資料等を精査した結果、内容や分量において当該社が有利となるような発言や記述はなかった。

(6) 当該者が受け取った金品の内容（件／63件中）

金銭受取	57	品物受取	5	金銭受取拒否	1
------	----	------	---	--------	---

(7) 当該者が受け取った金銭の額（件／57件中）

20,000円	8	15,000円	1	10,000円	46	6,000円	2
---------	---	---------	---	---------	----	--------	---

(8) 飲食の提供（件／63件中）

弁当・食事の支給	20	懇親会への参加	5
----------	----	---------	---

(9) 交通費・宿泊費の受取（件／63件中）

交通費	57	宿泊費	7
-----	----	-----	---

Ⅲ 関係者に対する対応（金銭・品物の受取62件中、退職者等を除く45人に対して）

文書訓告 (校長・教頭)	6人	厳重注意 (教諭)	39人
-----------------	----	--------------	-----